

令和 7 年

西条市議会第 4 回 9 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 6 5 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 6 回） について	別冊
議案第 6 6 号	令和 7 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 1 回）について	〃
議案第 6 7 号	令和 6 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	1
議案第 6 8 号	令和 6 年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	3
議案第 6 9 号	令和 6 年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	5
議案第 7 0 号	令和 6 年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	7
議案第 7 1 号	財産の取得について	9
議案第 7 2 号	公有水面埋立地の用途の変更について	1 3
議案第 7 3 号	西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例について	1 7
議案第 7 4 号	西条市議会議員及び西条市長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す る条例について	2 9
議案第 7 5 号	西条市職員の育児休業等に関する条例等の一部 を改正する条例について	3 5
議案第 7 6 号	西条市認定こども園条例の一部を改正する条例 について	4 7
議案第 7 7 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	5 1
報告第 9 号	令和 6 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	5 5
報告第 1 0 号	令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	5 9
報告第 1 1 号	令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	6 3
報告第 1 2 号	令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	6 7

議案第 6 7 号

令和 6 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第 233 条 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 （略）

議案第 6 8 号

令和 6 年度西条市水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 6 9 号

令和 6 年度西条市病院事業会計決算の認定について

令和 6 年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 7 0 号

令和 6 年度西条市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度西条市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 7 1 号

財産の取得について

次のとおり大型提示装置を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

- 1 取得物件
大型提示装置
- 2 取得の方法
指名競争入札
- 3 取得金額
6 4 , 7 4 6 , 0 0 0 円
- 4 取得相手方
西条市樋之口 4 5 4 番 3
四国通建株式会社西条営業所
所長 伊 藤 健 司

提案理由

大型提示装置を取得することについて、議会の議決を求めようとするものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 7 2 号

公有水面埋立地の用途の変更について

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 1 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、愛媛県知事から次の公有水面埋立地の用途の変更について意見を求められたので、同法第 1 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により、異議はない旨の意見を述べることについて議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 申請者

愛媛県

2 埋立ての位置

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1、7番8、7番7及び7番21
の地先公有水面

3 面積

455,018.62平方メートル

4 埋立地の用途及び規模

変 更 前	
用 途	規 模 (ヘクタール)
木材・木製品製造業用地	約 5.0
流通施設用地	約 5.0
漁業施設用地	約 6.5
パルプ・紙・加工品製造業用地	約 5.0
非鉄金属製造業用地	約 2.4
港湾運送業用地	約 1.5
緑地	約 18.0
道路用地	約 2.2

※端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

変 更 後	
用 途	規 模 (ヘクタール)
非鉄金属製造業用地	約 30.0
緑地	約 14.0
道路用地	約 1.5

※端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

提案理由

愛媛県が埋立免許を取得した東予港港湾区域内における公有水面埋立地の用途を変更することについて、公有水面埋立法第13条の2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、東予港港湾管理者（愛媛県知事）から西条市長の意見を求められたので、同法第13条の2第2項において準用する同法第3条第4項の規定により、異議ない旨の意見を述べることについて、議会の議決を求めるものである。

関係法令

公有水面埋立法

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2、3（略）

4 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

2 第3条、第4条第1項及第2項並第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第4条第1項及第2項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮少又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

議案第 7 3 号

西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に
ついて

西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のよう
に定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための

移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができする方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

- 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

- 第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

- 第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

- 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

- 第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、その乳児等通園支援事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(内部規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業者は、その乳児等通園支援事業所に、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以

上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の

		屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児

の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう

努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条及び第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）

第３４条の１６ 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

２ 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

- （１）家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数
- （２）家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- （３）（略）

議案第 7 4 号

西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年西条市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあっては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 西条市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合にあっては、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合にあっては、その端数は切り捨てる。）を、第6条後段において準	（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあっては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 西条市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあっては、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合にあっては、その端数は切り捨てる。）を、第6条後段において準

用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 西条市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合にあっては、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合にあっては、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者

用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 西条市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合にあっては、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合にあっては、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者

に対し支払う。	に対し支払う。
---------	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年法律第 2 0 0 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 5 号

西条市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(西条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の育児休業等に関する条例（平成16年西条市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項<u>（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）</u>、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項_____、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>_____の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する

短時間勤務の職を占める職員_____

_____を除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は

_____, 30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第16条第2項の規定による子の保育のための休暇又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該子の保育のための休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第16条第2項又は第19条の規定による子の保育のための休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による

短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。_____)

(部分休業承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第16条第2項の規定による子の保育のための休暇又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該子の保育のための休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第16条第2項又は第19条の規定による子の保育のための休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による

介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該子の保育のための休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として

介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該子の保育のための休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条及び会計年度任用職員給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条及び会計年度任用職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が _____ 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条及び会計年度任用職員給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条及び会計年度任用職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与

額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する</u> _____。
---	---

(西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年西条市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2、3 (略) 第19条 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした</u>	(介護休暇) 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2、3 (略) 第19条 (略)

職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、西条市職員
の育児休業等に関する条例（平成16
年西条市条例第32号）第23条第1
項の措置を講ずるに当たっては、同条
の規定による申出をした職員（以下こ
の項において「申出職員」という。）
に対して、次に掲げる措置を講じなけ
ればならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に
資する制度又は措置（次号において
「出生時両立支援制度等」という。）
）その他の事項を知らせるための措
置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申
告又は申出（以下「請求等」とい
う。）に係る申出職員の意向を確認
するための措置

(3) 西条市職員の育児休業等に関する
条例第23条の規定による申出に係
る子の心身の状況又は育児に関する
申出職員の家庭の状況に起因して当
該子の出生の日以後に発生し、又は
発生することが予想される職業生活
と家庭生活との両立の支障となる事
情の改善に資する事項に係る申出職
員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養
育する職員（以下この項において「対
象職員」という。）に対して、規則で
定める期間内に、次に掲げる措置を講
じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に
資する制度又は措置（次号において
「育児期両立支援制度等」という。）

<u>）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) <u>第19条の4</u> (略)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) <u>第19条の3</u> (略)
---	--

(西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年西条市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第19条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため_____1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇_____ (当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 3 (略)	(給与の減額) 第19条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため又は要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内_____の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)_____の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の西条市職員の育児休業等に関する条例第 2 0 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第 2 条の規定による改正後の西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 9 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）等が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 6 号

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例について

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例

西条市認定こども園条例（平成２７年西条市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（設置） 第２条 法第１２条の規定に基づき、次のとおり認定こども園を設置する。		（設置） 第２条 法第１２条の規定に基づき、次のとおり認定こども園を設置する。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
西条市立国安こども園	（略）	西条市立国安こども園	（略）
西条市立小松こども園	西条市小松町新屋敷 甲２２１０番地１		

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 入園の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（西条市保育所条例の一部改正）

- 西条市保育所条例（平成１６年西条市条例第１１７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（設置） 第２条 法第３５条第３項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。		（設置） 第２条 法第３５条第３項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	

		西条市立小松西	西条市小松町南川甲 2
		保育所	5 8 番地 1
(略)		(略)	

(西条市立幼稚園設置条例の一部改正)

- 4 西条市立幼稚園設置条例（平成 1 6 年西条市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
(設置) 第 1 条 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 2 条の目的を達成するため、本市に次の幼稚園を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)				(設置) 第 1 条 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 2 条の目的を達成するため、本市に次の幼稚園を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>西条市立小松</td><td>西条市小松町新屋敷甲 2</td></tr> <tr> <td>幼稚園</td><td>2 1 0 番地 1</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		西条市立小松	西条市小松町新屋敷甲 2	幼稚園	2 1 0 番地 1
名称	位置														
(略)															
名称	位置														
(略)															
西条市立小松	西条市小松町新屋敷甲 2														
幼稚園	2 1 0 番地 1														

提案理由

令和８年度から西条市立小松西保育所及び西条市立小松幼稚園を統合し、西条市立小松こども園を開設することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 7 号

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市病院事業の設置等に関する条例（平成16年西条市条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
（経営の基本）				（経営の基本）			
第2条 （略）				第2条 （略）			
2 病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次の表のとおりとする。				2 病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次の表のとおりとする。			
名称	位置	診療科目	病床数	名称	位置	診療科目	病床数
西条市立周桑病院	西条市壬生川1番地	内科、外科、産婦人科、精神科、小児科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科、肛門外科、神経内科、耳鼻咽喉科、整形外科、麻酔科、循環器内科	一般病床 <u>175</u>	西条市立周桑病院	西条市壬生川1番地	内科、外科、産婦人科、精神科、小児科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科、肛門外科、神経内科、耳鼻咽喉科、整形外科、麻酔科、循環器内科	一般病床 <u>185</u>
3 （略）				3 （略）			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西条市立周桑病院の一般病床の病床数を削減するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第 9 号

令和 6 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

令和 6 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

○令和 6 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	11.80 以上	20.00 以上
② 連結実質赤字比率	—	16.80 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3 か年平均）	8.0	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	43.2	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化 基準
⑤ 公営企業に おける資金 不足比率	小松地域交流事業特別会計	公営企業に おける資金 不足は無し	20.0 以上
	本谷温泉事業特別会計		

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 （略）

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 （略）

報告第 10 号

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

○令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 1 1 号

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

○令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 1 2 号

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

○令和 6 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)